

(証券コード 5015)
2021年3月5日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番2号
ビーピー・カストロール株式会社
代表取締役社長 小 石 孝 之

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力書面またはインターネットによる議決権の事前行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年3月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時
（受付開始時間は、午前9時15分を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 文化施設棟地下1階 ゲートシティホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第44期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.bpcastrol.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎ 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状とともに、議決権行使書または本人確認が可能な書面を当社にご提出ください。
- ◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会から、ご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染防止への対応について>

当社第44回定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止への対応について、次のようにご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

1. 当社対応について

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・株主総会の運営スタッフは検温含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行となる方法を検討しております。

2. 株主様へのお願い

- ・株主様の感染リスクを避けるため、本年は株主総会へのご来場をお控えいただき、書面の郵送またはインターネット・スマートフォン等による議決権の行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。(議決権の行使方法の詳細につきましては、本招集ご通知4～5ページをご参照ください。)
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませんようお願い申し上げます。
- ・感染による影響が大きいとされますご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

3. ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際には、会場に設置している消毒液をご利用いただきましてから会場にお入りくださいますようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で検温をお願いする場合がございます。その際、発熱があると認められた方にはご入場をお控えいただく場合がございます。また、体調不良と見受けられる株主様には運営スタッフがお声掛けさせていただきます、会場からの退室をお願いすることがございますので、予めご了承をお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により当社対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.bpcastron.com>)より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年3月25日(木曜日)
午前10時

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。

行使期限

2021年3月24日(水曜日)
午後5時到着

インターネット



パソコン、スマートフォン等から、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2021年3月24日(水曜日)
午後5時まで

インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。インターネットにより複数回数、またはパソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

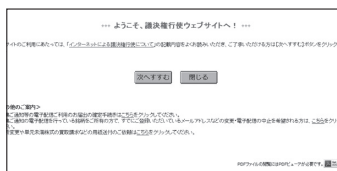
行使期限

2021年3月24日（水曜日）午後5時まで



パソコンをご利用の方

1 議決権行使ウェブサイト にアクセス



ウェブ行使

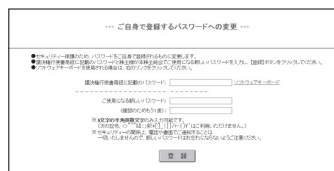
<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

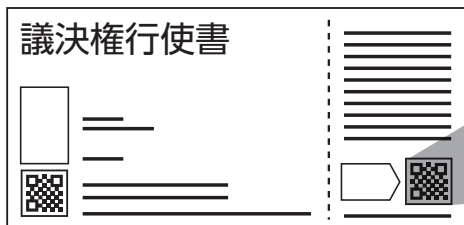


スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



詳しくは同封の案内チラシをご覧ください

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益還元策に関しましては、株主の皆様への利益還元を積極的に行うこととしており、当面の間フリー・キャッシュ・フローを基本に税引後利益を目安に配当として還元することとしております。

上記の方針に基づき当期の期末配当につきましては、1株当たり期末配当金を従来予想の33円より6円増額の39円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 39円 総額 895,351,821円

なお、中間配当金として30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき69円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、つきましては新任候補者1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	チャールズ・ポッスルズ (1967年2月3日生)	1989年9月 ビー・ピー・オイル・インターナショナル・リミテッド入社 1990年11月 ビー・ピー・ジャパン株式会社ビジネス・アナリスト 1994年5月 ビー・ピー・アジア・パシフィック社リテール・デベロップメント・マネジャー 1995年9月 ビー・ピー・グアンドン・イエハイ社リテール・マネジャー 1998年12月 ビー・ピー・ジャパン株式会社リテール事業マーケティング・ゼネラル・マネジャー 2000年6月 ビー・ピー・ピーエルシー社グループ戦略マネジャー 2003年10月 ビーピー・ソーラー・エスパーナ社ソーラー事業欧州事業本部長 2007年9月 当社ジャパン・ゼネラル・マネジャー 2008年3月 当社代表取締役社長 2009年7月 当社取締役会長（現任） ビーピー・ジャパン株式会社代表取締役社長（現任）	一百株
《取締役候補者とした理由》 チャールズ・ポッスルズ氏は、2008年に当社代表取締役社長（現取締役会長）に就任し、国内外における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を当社経営に活かし、また、BPグループのガイダンスの提供や戦略の調整を担っていることから、引き続き取締役候補者としたしております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">こいし たかゆき 小石 孝之 (1959年12月7日生)</p>	<p>1990年 7月 S.C.ジョンソン社コンシューマー事業部マーケ ティング・プロダクト・マネジャー</p> <p>1993年 7月 コールマン・リミテッド・ジャパン社入社マー ケティング・マネジャー</p> <p>1995年 3月 ヘレン・カーチス・ジャパン社入社セールス・ ダイレクター</p> <p>1997年 3月 スミスクライン・ビーチャム社入社セールス・ ダイレクター</p> <p>2002年10月 ビー・ピー・ジャパン株式会社入社カストロー ル事業部門コンシューマー担当ゼネラル・マネ ジャー</p> <p>2003年 1月 同社カストロール事業部門セールス&マーケテ ィング・ダイレクター カストロール株式会社代表取締役社長 (現任)</p> <p>2005年 1月 当社専務取締役</p> <p>2006年 3月 ビーピー・ルブリカンツ株式会社代表取締役社 長 (現任)</p> <p>2007年 8月 当社代表取締役専務営業本部長</p> <p>2008年 3月 当社代表取締役副社長兼営業本部長</p> <p>2011年 1月 当社代表取締役社長 (現任)</p>	30百株
<p>《取締役候補者とした理由》 小石孝之氏は、2005年に当社専務取締役（現代表取締役社長）に就任し、培ってきた豊富な業務経験と経営全般に関する知見を当社経営及び営業活動に活かしており、引き続き取締役候補者としたしております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">ひらかわ まさのり 平川 雅規 (1971年12月15日生)</p>	<p>1994年 4月 エッソ石油株式会社入社 2002年12月 エッソ・タイランド (タイ) 出向シニアビジネスアナリスト 2005年 3月 エクソンモービル・フューエルズマーケティングカンパニー (アメリカ) 出向グローバルプランニング・アドバイザー 2010年 9月 エクソンモービル・アジアパシフィック (シンガポール) 出向アジアパシフィック・コマーシャルビークルセールスマネジャー 2012年 6月 E MGマーケティング合同会社燃料油販売本部 東京第一支店長 2014年 3月 東燃ゼネラル石油株式会社オフサイトビジネス・チームリーダー (和歌山製油所) 2015年11月 同社化学品本部企画管理部長 2017年 3月 当社入社サプライチェーン部長 2018年 3月 当社取締役サプライチェーン部長 2019年 3月 当社取締役副社長兼サプライチェーン部長 2020年 2月 当社取締役副社長 (現任)</p>	10百株
<p>《取締役候補者とした理由》 平川雅規氏は、2018年に当社取締役に就任し、2020年に取締役副社長に就任後は社長と共に経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たし当社の企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役候補者といたしております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	わたなべ かつみ 渡辺 克己 (1964年1月6日生)	1996年3月 カストロール株式会社入社 2000年4月 同社経理部予算管理課長 2002年7月 ビー・ピー・ジャパン株式会社パフォーマンス コントローラー 2004年8月 同社パフォーマンスレポート＆フォーキ ャスティングマネジャー 2007年3月 当社コントロールチームコントローラー 2011年3月 当社財務経理部長 2014年3月 当社取締役財務経理部長 (現任)	10百株
	《取締役候補者とした理由》 渡辺克己氏は、2014年に当社取締役に就任し、財務・会計・予算統制分野における豊富な業務経験と経営・管理に関する知見を当社経営に活かしており、引き続き取締役候補者としたしております。		
5	たつかわ ひでこ 達川 英子 (1968年4月27日生)	1991年4月 株式会社東京銀行 資本市場第二部 2001年5月 プライスウォーターハウスクーパース 2003年10月 同社マネジャー 2013年7月 株式会社QVCジャパン人事部 HRビジネスパート ナーチーム ディレクター 2017年7月 ライカマイクロシステムズ株式会社 人事総務 部 部長 2019年9月 デロイトトーマツ人材機構株式会社 マネージ ングディレクター 2020年6月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリ ー合同会社 マネージングディレクター 2021年2月 当社入社HRマネジャー (現任)	一百株
	《取締役候補者とした理由》 達川英子氏は、人事コンサルティング会社や外資系企業等で人事部門の要職を歴任し、これまで培ってきた豊富な経験と見識に基づき、当社の持続的な企業価値向上に貢献して頂けるものと判断し、新任の取締役候補者としたしております。		

- (注) 1. 達川英子氏の戸籍上の氏名は、水吉英子であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、第2号議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者

の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、2021年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

(ご参考)

取締役候補者の選任方針及び手続き

当社の取締役会の人数は、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために、必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定されます。

取締役候補者を決定するに際しては、当社が属する業種・業態において、経営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、当社の業種・業態に相応しい、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保します。

取締役候補者は、以下の基準を充足する者であって、当社の経営ビジョン実現に貢献することができる知識・能力・経験を有した幅広い多様な人材の中から取締役会で決定するものとし、

- (1) 取締役として相応しい人格、見識及び高い倫理観を有し、企業経営及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者。
- (2) 当社が属する業種・業態の事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
- (3) ジェンダーや国際性の面を含む多様性を持つ者。

事業報告

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、設備投資や雇用・所得環境の改善が見られ回復基調で推移していましたが、春先以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、人の移動の制限とそれに伴う消費活動の低下により、急速に悪化しました。緊急事態宣言解除後は各種政策効果なども相まって、徐々に経済活動は回復に向かう動きとなったものの、依然として新型コロナウイルス感染症の収束までの見通しは立っておらず、先行きは不透明な状況が続いております。個人消費や輸出におきましては、回復の兆しが見えてはいますが、今後の感染の状況により予測が困難となっております。

海外経済につきましても、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、依然として厳しい状況にあります。経済活動の抑制やユーロ圏での英国EU離脱問題の動向等、見通しが難しい環境下で推移致しました。

自動車業界におきましては、小型・ハイブリッドの低燃費車並びに軽自動車から消費者からの根強い支持を集めております。新車販売台数に関しましては、緊急事態宣言解除後に回復の兆しが見られたものの通年では前年比減となり、厳しい経営環境となっております。

このような市場環境の下、自動車用潤滑油の販売面では、当社の強みであり消費者の関心も高い環境配慮型の低粘度・省燃費プレミアムエンジンオイル、トランスミッションオイルの積極的な拡販に引き続き焦点を当て、環境への配慮を表す特色として「CO₂ニュートラル(※)」コンセプトも前面に出しながら、当社旗艦製品である「カストロールエッジ」では小売販売網向けに新製品をラインナップに追加、さらに「カストロールマグナテック」及び「カストロールトランスマックス」ブランドを中心に製品付加価値の訴求を行いました。オイル交換時に手軽にエンジン内部を洗浄できるという特長を持つエンジンシャンプーを中心としたエンジンオイル関連製品の拡販にも継続して注力し、また、2019年9月に新たなカテゴリーとして発売したカーケア商品「カストロールプロシリーズ」を、カーショップ・ホームセンターをはじめとした小売販売網向けに拡販し、年末には新製品を加えなが

ら、より多くの消費者との接点を築いていくべく取り組みました。さらに、一部のeコマースサイトにおいて当社ロゴ入りグッズの販売を引き続き実施し、ブランドの更なる認知拡大にも取り組みました。

一方ニューノーマルを踏まえた当社の対応として、デジタルトランスフォーメーションを含む業務効率化、並びに中長期的に持続可能かつ競争力ある事業を行うための組織改革を進めました。

これらの結果、当事業年度における当社の売上高は10,829百万円（前年同期比13.6%減）、営業利益は2,398百万円（前年同期比4.6%減）、経常利益は2,448百万円（前年同期比4.1%減）となりました。また、組織改革に伴う特別退職金172百万円を特別損失に計上し、当期純利益は1,558百万円（前年同期比8.2%減）となりました。

(※) CO₂ニュートラルとは、製品から排出されるCO₂のうち自らの活動だけでは削除できない分を、温室効果ガス排出削減プロジェクトへの投資活動を通じ相殺し、大気中に排出されるCO₂を実質ゼロにする取り組みです。

事業別	売上高	構成比
潤滑油の販売及びこれらに付帯する事業	10,829百万円	100.0%

(2) 設備投資等の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化や金融資本市場の動向等、世界経済及び日本経済を下振れさせるリスクが懸念されています。

このような経済環境の下、自動車用潤滑油市場全体としては、国内の自動車販売台数は若者の車離れ、平均使用年数の長期化、カーシェアリングの活用などから、新たな需要の押し上げ要因は見当たらず、引き続き売上数量・売上高は減少傾向が継続すると予測しております。

この成熟化した市場において、当社は原油価格、為替の変動要因、新型コロナウイルス感染症の影響などの要素を勘案しつつ、引き続き以下の7つの戦略をもって事業を成長させていくことにチャレンジしております。

- ①カストロールブランドを更に強化する
 - ②プレミアム・オイルを中心としたマーケティング及び販売戦略を継続する
 - ③市場の変化に即応し付加価値のある差別化された製品及び付帯サービスを提供する
 - ④ブランド資産が生かせる近隣製品カテゴリーへ競争力ある製品とともに参入する
 - ⑤カーショップ、カーディーラーチャンネルに焦点を当て、経営資源を集中する
 - ⑥業務効率（オペレーショナルエクセレンス）の更なる向上を図る
 - ⑦個々の社員のキャリアプランに応じた人材育成・能力開発プログラムの拡充を図る
- また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、経営ビジョン実現のためコーポレートガバナンスに関する基本方針を制定しております。コンプライアンスと共に全役員及び全社員一人一人が当社の事業活動の基盤である「BP行動規範」を順守し、それに違反することが無いように周知徹底し、「真のエクセレント・カンパニー」を目指します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		第41期	第42期	第43期	(当期)第44期
売 上 高 (百万円)		12,641	12,681	12,534	10,829
経 常 利 益 (百万円)		2,994	2,462	2,552	2,448
当 期 純 利 益 (百万円)		2,035	1,649	1,697	1,558
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		88.66	71.85	73.93	67.86
純 資 産 (百万円)		11,501	11,122	11,025	10,969
総 資 産 (百万円)		14,451	14,151	13,875	13,857

(注) 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号2018年2月16日）を第43期の期首から適用しており、第42期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

当社の親会社はビーピー・ピーエルシーであり、その子会社であるカストロール・リミテッド、カストロール・リミテッドの子会社であるティー・ジェイ株式会社を通じて、当社の株式を間接的に14,896千株（株式所有比率64.8%、議決権所有比率64.9%）保有いたしております。

当社は、ビーピー・ピーエルシーとBPブランド製品商標権に関する「Intellectual Property License Agreement」を、カストロール・リミテッドとBP及びCastrolブランド製品商標及び製造・販売に関する「Intellectual Property and Technology License Agreement（ライセンス契約）」を締結しており、カストロール・リミテッドに対して契約に定めたロイヤリティを支払っております。

この他、当社はビーピー・ピーエルシーのグループ会社2社との間で、企業倫理、健康・安全等に関するノウハウを主軸とした包括的サービス契約（Management Service Agreement）及びITサポート、品質管理ノウハウ、市場調査等に関するサービス契約（Service Agreement）を締結しており、両社に対して契約に定めた業務委託料を支払っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、ロイヤリティについては、世界的なブランド力と技術力に対する対価として一般的な市場でのレンジを参考に価格交渉のうえ、その他の取引については取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないことに留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適切に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点を踏まえ、社外取締役からも適切な意見を得ながら、支配株主との取引に関する東京証券取引所が定めるルールに準拠した上で、当社独自の経営思想のもと取締役会における多面的な議論を経て当社及び少数株主の利益を害さないよう決定しております。

事業運営に関しましては、BPグループのイコール・パートナーとして、日本の自動車用潤滑油市場において同グループのブランド商品の販売を一手に引き受け、当社独自に策定した経営方針や事業計画に基づき、独立した上場企業として経営及び事業にあっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見
該当する事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	主要商品
潤滑油の販売及びこれらに付帯する事業	BPブランド：Vervisシリーズ Super Vシリーズ Castrolブランド：EDGE (エッジ) シリーズ Magnatecシリーズ Magnatec Professionalシリーズ

(8) 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都品川区	名古屋オフィス	名古屋市港区
札幌オフィス	札幌市中央区	大阪オフィス	大阪市淀川区
仙台オフィス	仙台市宮城野区	福岡オフィス	福岡市中央区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
108名 (18名)	一名 (3名増)	45.5歳	13.4年

(注) 臨時従業員数は () 内に年間平均人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,957,739株 (自己株式17,450株を除く。)
- (3) 株主数 9,495名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
カ ス ト ロ ー ル ・ リ ミ テ ッ ド	12,234,273 株	53.29 %
テ ィ ー ・ ジ ェ イ 株 式 会 社	2,661,748	11.59
日 本 自 動 車 整 備 商 工 組 合 連 合 会	1,144,512	4.99
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	439,800	1.92
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	220,100	0.96
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 5)	112,000	0.49
鈴 木 育 男	110,000	0.48
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 6)	102,800	0.45
三 島 泰	100,700	0.44
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 1)	89,700	0.39

(注) 持株比率は、自己株式17,450株を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	チャールズ・ポッスルズ	ビーピー・ジャパン株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	小 石 孝 之	カストロール株式会社代表取締役社長 ビーピー・ルブリカンツ株式会社代表取締役社長
取 締 役 副 社 長	平 川 雅 規	
取 締 役	長 浜 靖 子	人事総務部長 ビーピー・ジャパン株式会社取締役
取 締 役	渡 辺 克 己	財務経理部長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	東 松 国 明	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 竹 直 喜	株式会社カズ・コーポレーション代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	望 月 文 夫	AGS 税理士法人顧問 埼玉学園大学経済経営学部兼大学院教授 ビズメイツ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松竹直喜氏及び望月文夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）松竹直喜氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）望月文夫氏は、税理士の資格を有しており、税務実務の豊富な経験と知識に加え大学教授としての研究活動等を通じて培われた経営管理の専門家としての見識を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために、東松国明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）松竹直喜氏及び望月文夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役（監査等委員）東松国明氏、松竹直喜氏及び望月文夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査等委員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(4) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

① 役員報酬制度の概要

当社の取締役の報酬は、固定報酬と変動報酬及び親会社からの株式報酬で構成しており、それぞれの報酬の概要については以下のとおりです。なお、2019年5月27日付で日本公認会計士協会から会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」が公表されたことに伴い、前期より親会社からのビーピー・ピーエルシー株式報酬を当社の取締役の報酬体系に組み入れております。

イ. 固定報酬

取締役の役割等に応じた基本報酬と代表権や役付きなど責任に応じた責任加算給で構成しております。基本報酬は、報酬テーブルに基づき決定した個人別の報酬を、個人業績等に応じて前年度基本報酬を一定の範囲で増減させます。責任加算給は、責任別に定められた加算率で基本報酬に加算します。

ロ. 変動報酬

年度経常利益等の計画達成率及び事業の持続可能性を実現すべく、期首に設定した事業戦略の達成率を勘案した当年度変動報酬係数及び個人別貢献係数を勘案し、基本報酬に乗じて変動報酬を算定します。当年度変動報酬係数の各要素の比重は、業績70%、戦略30%としております。更にHSSE基準に沿った事故防止活動結果により、変動報酬を±10%の範囲で増減させております。

ハ. 親会社のビーピー・ピーエルシー株式報酬

親会社の選定基準に基づき、BPグループへの貢献が認められた当社の業務執行取締役に対して、親会社の支給基準に基づきビーピー・ピーエルシー株式による報酬が支払われます。

② 役員報酬等の決定プロセス

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づく年額4億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役報酬等は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づく年額6千万円以内を限度に算定しております。

取締役報酬等は、取締役会で指名した取締役会長、取締役人事総務部長、常勤監査等委員の3名で、固定報酬に係わる個人別基本報酬増減率、変動報酬に係わる当年度変動報酬係数及び個人別貢献度係数並びにHSSE活動結果に基づく増減率を審議・検討し、個人別取締役報酬金額を社長に諮問します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の諮問結果は、社長が取締役会に上程し、社外取締役を含む全取締役で検証・審議し決定します。監査等委員である取締役の報酬等の諮問結果は、監査等委員会の協議により、それぞれ決定します。

(5) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 取締役の員数 (人)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	64,618	46,453	12,842	5,322	5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	6,160	5,760	400	－	1
社外取締役（監査等委員）	4,385	4,140	245	－	2

(注) 親会社のビーピー・ピーエルシー株式報酬は、当年度に費用計上した報酬金額を表示しております。

(6) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
取締役（監査等委員）	松 竹 直 喜	株式会社カズ・コーポレーション代表取締役
取締役（監査等委員）	望 月 文 夫	AGS 税理士法人顧問 埼玉学園大学経済経営学部兼大学院教授 ビズメイツ株式会社社外監査役

(注) 上記の重要な兼職先に記載している社外役員の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	松 竹 直 喜	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回、監査等委員会9回のうち9回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、経営から独立し客観的な立場でコーポレートガバナンス、リスクガバナンスの観点を中心に助言・提言を行い、取締役会等に対する監督機能を果たしております。
取締役（監査等委員）	望 月 文 夫	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回、監査等委員会9回のうち9回に出席し、主に税理士及び経営管理の専門的見地から適宜発言を行っております。また、経営から独立し客観的な立場でコーポレートガバナンス、リスクガバナンスの観点を中心に助言・提言を行い、取締役会等に対する監督機能を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当社	31,300	—

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容の適正性、妥当性及び会計監査人の職務遂行状況並びにその品質管理体制を精査したうえ報酬見積りの算出根拠となる「監査時間」及び「報酬単価」の適正性の検証を行いました。さらに過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

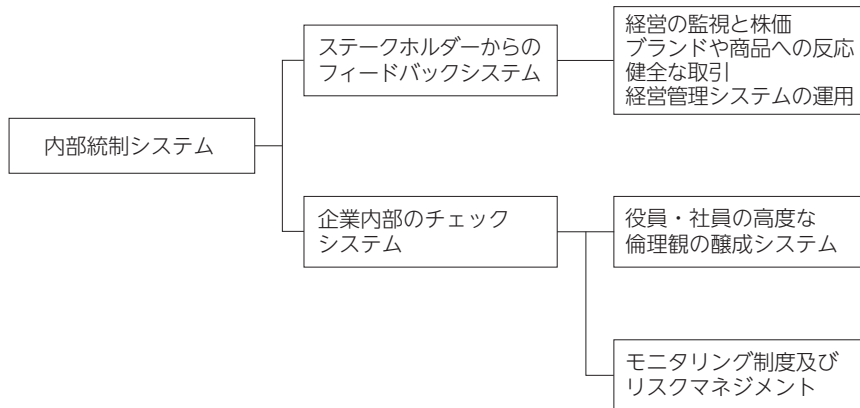
6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制に関する基本方針

当社は、企業統治に関わる基本方針をコーポレートガバナンスに関する基本方針として取りまとめ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。その上で、内部統制システムの構築に当たり、企業経営における内部環境、外部環境に潜むリスクの発見及びその対応に重点を置き、また、内部統制システムの運用に関わる役員・社員の倫理観の醸成が企業経営の基盤であるとの認識の下、以下のとおり、「内部統制に関する基本方針」及び「内部統制体制の整備に関する基本方針」を定めております。また、両基本方針は、法令の新設・改変、社会的規範の変化及び社内体制の変化等に対応すべく、必要に応じて取締役会決議により改訂いたします。

① 基本フレームワーク

当社の内部統制システムのフレームワークは以下のとおりであり、当該フレームワークに準拠して内部統制システムを継続的に運用し、経営の効率性とのバランスにおいてその有効性を常時維持するための施策を講じます。



② ステークホルダーからのフィードバック体制の構築

当社が経営の基盤と考えているステークホルダーからのチェックという側面では、株主との関係においては経営の監視と株価から、消費者との関係においてはブランドや商品への反応から、また、取引先との関係においては健全な取引の継続から、そして、社員との関係においては経営管理システム（人事制度、行動規範等）の運用から、各々のステークホルダーのフィードバックが得られると考えております。

ステークホルダーを対象とした各種調査の実施やフィードバック窓口等の設置によりステークホルダーからのフィードバックシステムを機能させるものとします。

③ 役員・社員の高度な倫理観の醸成

当社は、「BP行動規範」及び「HSSE基準」を制定しています。信頼される企業であるためには、倫理基準を設定し、日々の言動の中でそれを実践する必要があります。適切な企業行動こそが信頼を築き、関係するすべての人に有益な結果をもたらすからです。「BP行動規範」及び「HSSE基準」は、そうしたあるべき姿を求め責任を表明したものです。企業が行動に責任を持つことは、ビジネスの維持に不可欠な要素であり、発展の力ともなります。「BP行動規範」及び「HSSE基準」は、当社にとっての価値、倫理原則、リーダーシップフレームワークに基づいており、内部統制システムの基盤として位置付けるべきものと考えており、また、事業推進活動の基盤として、「BP行動規範」及び「HSSE基準」の浸透に努めております。

④ モニタリング制度及びリスクマネジメント

当社は、内部監査制度や予算統制制度、リスク調査などのモニタリング制度及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備しています。今後の事業環境、経営環境の変化にも対応できるよう効率かつ有効性の高いモニタリング制度の運用を目指しております。

また、専門チームを設け、リスク発生の未然防止及びリスク管理に取り組む体制を整備しております。ここでは、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングし、結果は担当取締役及び監査等委員へ随時報告を行っています。また、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理の徹底を推し進めております。

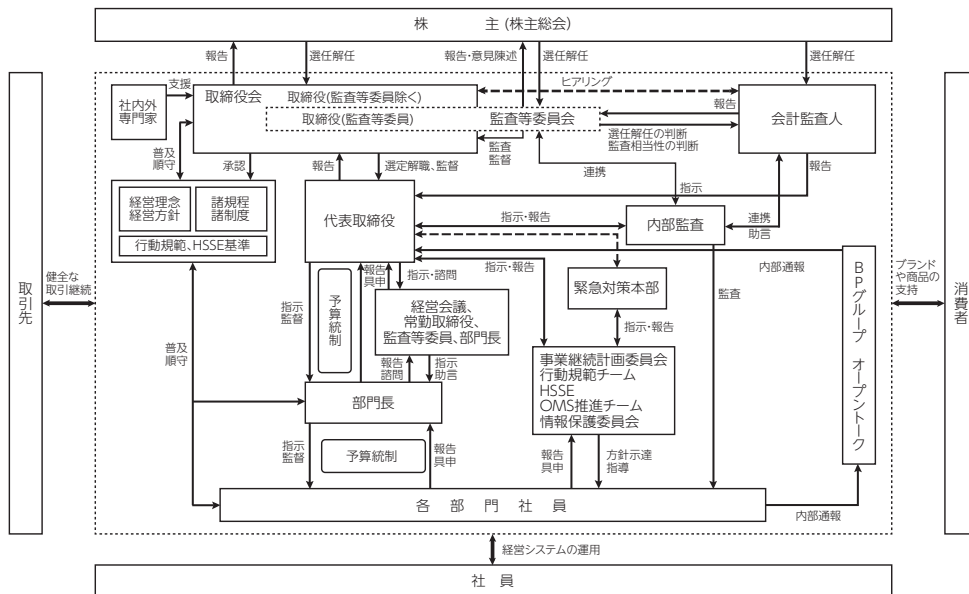
⑤ 効率的な制度

当社は、少数精鋭での効率的な経営を目指しており、また、当社の親会社であるビーピー・ピーエルシーは英国及び米国の株式市場に上場していることから、国際基準に合致した内部統制システムを運用しており、この国際基準レベルにあるBPグループの内部統制システムを有効的に活用し、少人数で効率的な制度の構築・運用を図っております。

⑥ 社外役員及び独立役員

当社は、経営監視機能を強化する観点から、社外役員の招聘が必要となった場合は、「独立性」「企業経営の経験」「企業経営に関する高度な専門知識と経験」を主な条件として、社外役員を選任いたします。各条件の個別運用基準については、社会からの要請、当社の経営環境、ステークホルダーの変遷などの諸事情を勘案し、独立性判断基準に基づき、取締役会及び監査等委員会が判断することとしております。なお、社外役員のうち独立性判断基準を満たす者は、東京証券取引所に独立役員として届け出るものとしております。

⑦ 内部統制システムを含む当社のガバナンス体系



a. 取締役会

取締役会は、定例取締役会に加え必要に応じて臨時取締役会を開催しており、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令及び定款で定められた重要事項を決議する他、取締役会規則に基づき付議事項の審議及び重要な報告を行うなど、当社の企業価値が向上するよう意思決定を行います。

また、監査等委員である取締役は、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは取締役に対して適宜意見具申を行っております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、定例監査等委員会に加え必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を果たすにあたって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行っております。

常勤の監査等委員は、経営議会その他の当社の重要な会議体へ出席し、意見を述べる体制としております。また、内部統制システムを活用した監査等委員会監査を行い、内部監査に同席し内部監査の結果の報告を受け、必要に応じて、当社の業務執行取締役及び部門長に対して報告を求めることができる体制としております。

c. 経営会議

取締役及び各部門の長を構成員とする「経営会議」を設置し、業務執行上の重要事項の審議及び報告を行っています。なお、当会議は基本的に毎月1回開催することとし、常勤の監査等委員が、また必要に応じて他の監査等委員も出席します。

d. HRフォーラム（人事委員会）

人事部を所管部署として、取締役等を構成員として、取締役及び監査等委員以外の重要な人事異動及び人事に関する重要事項の決定を行います。

e. BCPチーム（事業継続計画委員会）

代表取締役社長が議長、HSSE マネジャーがコーディネーターとなり、各部門の代表者により構成される「BCPチーム（事業継続計画委員会）」を設置し、事業上のリスクを分析し、地震等を含む災害・緊急時に、事業を如何に継続するかについて検討し計画を策定しています。

f. 行動規範チーム

BPグループでは、役員・社員（契約社員、派遣社員を含む。）全員が、例外なく絶対に順守すべき「BP行動規範」を定め、全世界の社員がこれに基づいた業務活動を行っています。当社でも「行動規範チーム」を編成し、順守状況を定期的に確認し、徹底・日常の活動への浸透を図っています。

g. HSSE

BPグループが掲げる「HSSE基準」、無事故、無災害、環境への無害を目指した考えに基づき、Health/健康、Safety/安全、Security/セキュリティ、Environment/環境対策の各分野で、社会的責任を認識し事業を営む地域社会の安全とセキュリティを守ることに取り組みます。特に安全作業の確認の厳格化と社員や取引先の事故防止に注力した活動を行っています。

h. OMS推進チーム

BPグループが推し進めるOMS（オペレーティングマネジメントシステム）を取り入れ、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理に取り組む体制を構築します。

i. 情報保護委員会

個人情報を含め社内に点在する機密情報保護の順守を徹底するために、各部門の代表者から構成される「情報保護委員会」を設置しています。

(2) 内部統制体制の整備に関する基本方針

① 監査等委員会の職務の執行のため必要な事項

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

a. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第1号)

監査等委員または監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を要求された場合には、代表取締役は要求について意見を交換し、必要に応じて「専任」または「兼任」でその任に当たる使用人を指名します。

b. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第2号)

(a) 監査等委員または監査等委員会の職務の補助者として選任された使用人は、監査等委員の指揮命令下に置き、その職務に携わる期間の人事考課に関しては監査等委員が行うものとします。

(b) 当該使用人が、他の業務を兼務する場合には、兼任業務担当の取締役または部門長は、当該使用人の人事考課・異動に関しては、監査等委員と意見を交換しその同意を得るものとします。

- c. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第110条の4第1項第3号)
監査等委員または監査等委員会を補助する職務に当たる使用人の任命・評価・異動等については、監査等委員会の同意を得た上で決定します。
- d. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)
(a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当該事実を監査等委員会に報告します。
(b) 監査等委員は、社内の全ての会議に出席することができ、全ての資料を閲覧することができます。また、その際に監査等委員から報告依頼等がなされた場合には、担当取締役・部門長・社員は監査等委員の要求に協力しなければなりません。
(c) 内部統制の諸体制についてのモニタリング結果並びに会計監査人、東京証券取引所、関係官公庁からの依頼事項及びそれに対する回答・提出書類について、担当者は監査等委員に報告します。
- e. 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)
当社は、監査等委員へ報告を行った役職員に対し、当該報告を理由として不利な取扱いをすることを禁止します。
- f. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求を行った時は、当該費用の前払い又は債務を適正に処理します。

- g. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)
- (a) 監査等委員は、取締役会及び経営会議に出席し、当社経営状況の推移を理解し、重要な意思決定過程を監視するとともに、必要に応じて意見を表明します。
 - (b) 監査等委員は、必要に応じて代表取締役、取締役または部門長と意見交換をします。
 - (c) 監査等委員は、内部監査担当、リスク管理担当、コンプライアンス担当と連携し、必要に応じて監査・調査活動を要求します。
 - (d) 監査等委員は、会計監査人と定期的に意見・情報の交換をするとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。
 - (e) 取締役及び部門長は、監査等委員の役割について全社員に伝達し、監査等委員からの依頼事項に協力するように指示・指導します。
- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
(会社法第399条の13第1項第1号ハ)
- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第399条の13第1項第1号ハ)
 - (a) 役員を含む全社員の行動基準である「BP行動規範」を再確認する作業を繰り返す仕組みを設けるとともに、定期的にその順守状況を全社的にチェックします。
 - (b) 取締役会、監査等委員会、経営会議、その他の重要会議は夫々規則に則り開催し、議事録は法令及び社内規則に則り作成・保管し、権限を持つ者はいつでも閲覧できるようにします。
 - (c) 取締役会は、コーポレートガバナンスに関する基本方針及び必要な社内規則を整備し、定期的にその有効性及び実効性を点検します。
 - (d) 取締役会は、法令の新設・改変、社会的規範の変化が発生した場合には、適時適切に情報を収集します。

- (e) 「BPオープンワーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。
- (f) 取締役の職務執行状況及び監督は、監査等委員会監査の実施基準に基づき監査等委員が監査します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)

- (a) 全社の文書管理責任者を「人事総務部長」とし、責任者は「文書管理規程」を整備し、随時その有効性をチェックします。
- (b) 文書は、法令で作成・保管が義務づけられているもの、会社の重要な意思決定及び重要な業務遂行に関するもの等適切な区分の下、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で、適正に保存・管理されます。
- (c) 取締役または監査等委員その他の権限を有するものからの要請があった場合、速やかに適切な文書を閲覧できる状態にしておくものとします。
- (d) 法令及び東京証券取引所の適時開示規則に従い、必要な情報の適切な開示を実行するため、必要かつ十分な範囲における速やかな情報の伝達機能を確保します。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

- (a) 人事総務部長を主管として、全社のリスク管理活動を体系化して「リスク管理規程」を定めます。同規程は、損失の危険をもたらす業務執行に係るリスクを、総合的に認識・評価し、適切な対処を行うために運用され、リスク管理の対象となるリスクの分類及び分類された各リスクへの個別対処、リスクが顕在化した場合の適切な対応を可能とする体制を整備するものです。
- (b) 同規程により、事業活動に伴うリスク及び偶発的に発生する可能性があるリスクに対する社員の意識高揚を図る体制を構築します。事業継続計画委員会、情報保護委員会もリスク管理の重要な活動として位置づけます。
- (c) 同規程は、リスク認識・評価の主体、個別リスクの対処法（受容、軽減、回避）の決定の主体を明確にします。

(d) 運用状況の定期的なモニタリング体制を構築し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告するものとします。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第3号)

(a) 取締役会は、経営の基本計画・事業戦略・法令で定められた事項その他経営の根幹に係る事項を決定し、取締役の職務執行その他会社の業務執行状況を監督します。

(b) 職務権限規程により、取締役・部門長及びその部下の責任と権限を明確に規定し、当該責任と権限に準拠して業務を執行します。

(c) 事業計画と目標管理制度の整合性を図り、目標達成度チェック体制を実働させ、全社的に目標に向かって邁進する体制を構築します。

(d) 定期的に経営会議を開催し、各部門の目標に対する進捗状況を相互にチェックするとともに、問題点については必要な検討を行い各部門に助言します。

(e) 職務執行に必要なかつ十分な情報・データが入手できるように、常に万全な情報システムの稼働体制を確保します。

(f) 職務執行に必要な社内外の専門家（BPグループ内の専門スタッフ、財務スペシャリスト、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、証券アナリスト等）の支援が得られる体制を整備します。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第4号)

(a) 取締役及び部門長は、会社の行動規範を自ら理解し順守するとともに、日常の活動を通して、その普及・浸透を図ります。

(b) 「行動規範チーム」は、新規採用社員へ行動規範の導入教育を行うとともに、全社員向けに適時適切な普及活動と順守状況の確認を行います。

(c) 取締役及び部門長は、定期的に担当部署の順守状況を同委員会に報告します。

(d) 同委員会は、法令の新設・改変、社会的規範の変化が発生した場合には、適宜適切な情報収集を行い、「すべき事、すべきでない事」等その変更内容を全社員に周知徹底します。

(e) 「BPオープントーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。

f. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第5号)

(a) 当社は、主体的に内部統制体制を構築します。但し、親会社であるBPグループが採用している国際基準レベルにある内部統制体制を効果的に活用し、常に国際基準に準じた水準を維持します。

(b) BPグループに属する企業との取引については、取引基本契約（あるいは、業務請負契約等）を締結し、市場の状況に照らし合わせて適正な取引状況を維持します。

③ 反社会的勢力を排除するための体制

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、社員が取るべき行動・態度を明確に示したものとして「BP行動規範」を策定しています。反社会的勢力などと一切関係をもたないこともこの規範のひとつであり、順守することは社員の義務です。また、新規取引先、株主等についてもその観点から確認を行うなど、公共機関、各種協議会との間で、情報収集・交換ができる体制を構築し、社会のルールに則り、反社会的勢力の排除に寄与することを当社の基本方針としています。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、行動規範を制定し、反社会的勢力排除のための体制及び活動をコンプライアンス管理規程に定めています。説明会の実施、小冊子の配布など社員教育等を実施するとともに、新規取引開始に当たっての反社会的勢力の排除のための運用ルールを明確化しています。

また、当社は「特殊暴力防止対策協議会」の会員として活動しています。同協議会は、「警察当局」、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」及び「弁護士会」との連携も深く、毎月の定例会の他、各種セミナーの開催、ビデオ等の教育資料の配布、非日常的なアプローチへの有効的なコンサルテーションを提供しており、当社にとっても重要な情報源、ノウハウの取得、非常時の支援を得られる源になっています。同協議会主催の研修会等へ参加することにより、反社会的勢力と特殊暴力の現状と対策について、情報を収集し関係部署で共有しています。

当社の社内体制の整備状況に関しては、次のとおりとします。

(a) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署：総務部

不当要求防止責任者：取締役人事総務部長

(b) 外部専門機関との連携状況

当社は、顧問弁護士、特殊暴力防止対策協議会、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の外部の専門機関と連携しています。

(c) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、「特殊暴力防止対策協議会」の会員として、毎月の定例会の他、各種セミナー等に出席し、また、配付されるビデオ等の教育資料を入手する等、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に注力します。

また、反社会的勢力との取引排除のための対策として、株式会社帝国データバンクの提供する「企業検索代行サービス（新聞記事検索代行）」を採用し、当社取引先等が反社会的勢力に関与しているかどうかを確認する体制を構築しています。

(d) 対応マニュアルの整備状況

コンプライアンス管理規程に具体的な体制及び活動を定めるとともに、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」の研修資料から具体的な対応要領を抜粋したものを全社員に配布します。

(e) 研修活動の実施状況

対応統括部署の社員は、定期的に外部専門機関の開催する定例会や各種セミナー等に出席し、社内の教育者として活動します。社内の他部署への研修や情報提供も、管理職研修・新人研修等において、あるいはカスタマー・サポート等関連部署へ必要に応じて、適宜適切に実施します。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりです。

取締役会は、11回開催し法令に定められた事項や経営に係る重要な意思決定、各取締役の事業計画の遂行状況やその他の業務執行状況の監督を行いました。

監査等委員会は、9回開催し監査方針・監査計画に基づき、監査に関する重要な報告を行い活発な議論を行いました。また、監査等委員は、取締役会や重要な会議に出席し、かつ、各取締役や会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の順守状況、内部統制の運用状況について確認いたしました。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当する事項はありません。

~~~~~  
本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                |                   |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>12,854,975</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,859,105</b>  |
| 現金及び預金                 | 171,283           | 買掛金                    | 681,862           |
| 電子記録債権                 | 19,642            | 未払金                    | 1,044,649         |
| 売掛金                    | 2,257,498         | 未払費用                   | 576,379           |
| 商品及び製品                 | 608,220           | 未払法人税等                 | 414,098           |
| 原材料及び貯蔵品               | 44,051            | 預り金                    | 11,380            |
| 前払費用                   | 16,595            | 賞与引当金                  | 88,012            |
| 短期貸付金                  | 9,347,185         | その他                    | 42,721            |
| 未収入金                   | 388,148           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>28,396</b>     |
| その他の他                  | 2,350             | その他の他                  | 28,396            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,002,264</b>  | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,887,502</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>219,986</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| 建物                     | 186,623           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>10,965,374</b> |
| 減価償却累計額                | △169,138          | 資本金                    | 1,491,350         |
| 工具、器具及び備品              | 606,917           | 資本剰余金                  | 1,749,600         |
| 減価償却累計額                | △404,416          | 資本準備金                  | 1,749,600         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,303</b>      | 利益剰余金                  | 7,731,397         |
| ソフトウェア                 | 1,888             | 利益準備金                  | 189,785           |
| その他の他                  | 2,414             | その他利益剰余金               | 7,541,611         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>777,974</b>    | 繰越利益剰余金                | 7,541,611         |
| 投資有価証券                 | 51,505            | 自己株式                   | △6,973            |
| 関係会社株式                 | 5,200             | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>4,362</b>      |
| 破産更生債権等                | 12,117            | その他有価証券評価差額金           | 4,362             |
| 長期前払費用                 | 464               |                        |                   |
| 前払年金費用                 | 576,660           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>10,969,737</b> |
| 繰延税金資産                 | 59,862            | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>   | <b>13,857,239</b> |
| その他の他                  | 84,281            |                        |                   |
| 貸倒引当金                  | △12,117           |                        |                   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>13,857,239</b> |                        |                   |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2020年 1月 1日)  
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 10,829,191 |
| 売 上 原 価               | 4,848,045  |
| 売 上 総 利 益             | 5,981,145  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 3,582,744  |
| 営 業 利 益               | 2,398,401  |
| 営 業 外 収 益             |            |
| 受 取 利 息               | 11,961     |
| 受 取 手 数 料             | 11,214     |
| 受 取 補 償 金             | 3,226      |
| 雑 収 入                 | 22,938     |
| そ の 他                 | 2,081      |
| 営 業 外 費 用             |            |
| 為 替 差 損               | 1,437      |
| 経 常 利 益               | 2,448,386  |
| 特 別 損 失               |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 474        |
| 特 別 退 職 金             | 172,977    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 2,274,934  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 724,059    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △7,215     |
| 当 期 純 利 益             | 1,558,090  |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

ビーピー・カストロール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木基之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣直明 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビーピー・カストロール株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、重点監査項目に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な調査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月3日

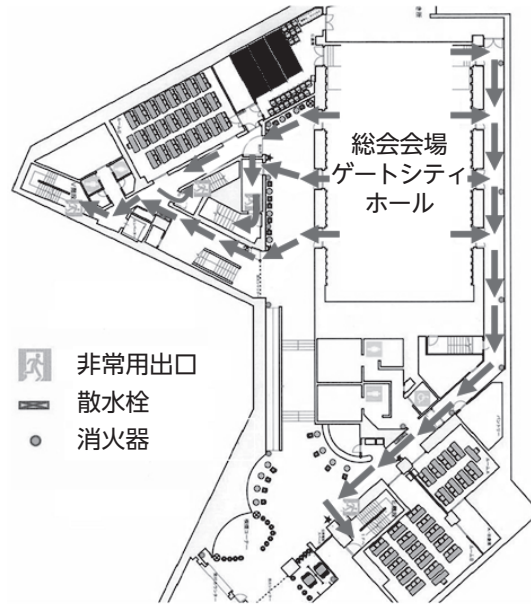
ビーピー・カストロール株式会社 監査等委員会

|              |           |
|--------------|-----------|
| 常勤監査等委員      | 東 松 国 明 ㊞ |
| 監査等委員（社外取締役） | 松 竹 直 喜 ㊞ |
| 監査等委員（社外取締役） | 望 月 文 夫 ㊞ |

以 上



# 避難経路のご案内



避難が必要な時には係が指示・誘導いたします。

一時避難場所：ノースガーデン (1F)

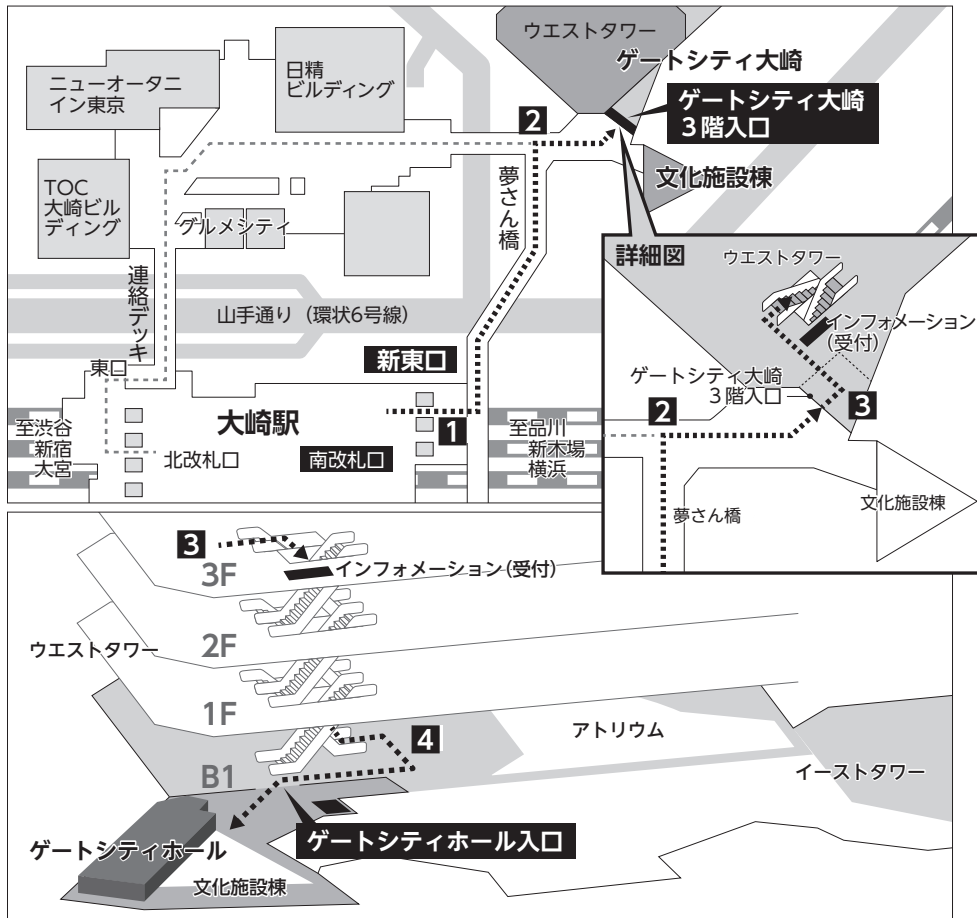
その他のお願い

災害等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、ご来場の際には上掲あるいは会場内の避難通路のご案内もご確認いただきますようお願い申し上げます。ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区大崎一丁目11番1号  
 ゲートシティ大崎 文化施設棟 地下1階 ゲートシティホール

交通：JR山手線、埼京線、湘南新宿ライン、東京臨海高速鉄道りんかい線  
 「大崎駅」下車、新東口(南改札口)より徒歩2分



- ゲートシティホールへは、右記①～④の手順でお進みください。
- ① 大崎駅南改札口を出て左手、夢さん橋方面へお進みください。
  - ② 夢さん橋を渡りきり右手のビル(ゲートシティ大崎)入口よりお入りください。※3階となります。
  - ③ 入って左手正面のインフォメーション(受付)裏エスカレーターで地下1階までお降りください。
  - ④ 地下1階で降りて右手後方へお進みいただくとゲートシティホール入口となります。

## (新型コロナウイルスへの対応について)

ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。  
 ご来場の際には、会場に設置している消毒液をご利用いただきましてから会場にお入りくださいますようお願い申し上げます。

※本年より、株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。  
 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

VEGETABLE  
OIL INK

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。  
 地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。